

開催期日 平成30年10月16日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	平成30年10月16日	午後1時30分
閉 会	平成30年10月16日	午後2時40分
場 所	中島村役場 2階会議室	

2. 会議に提出した議案

議案第1号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号 ～7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第8号	現況確認証明申請に対する処分について
議案第9号	中島村農業委員会規則の一部改正について
議案第10号	中島村農業委員会会議規則の一部改正について
そ の 他	

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 近藤修

6. 開 会

事務局長

事務局長として、只今から平成30年第11回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

改めましてここにちは。第11回の中島村農業委員会総会の案内を差し上げたところ、1名欠席ですが、大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。秋の取入れもだいたいになったのかなと思います。意外と水稻・コシヒカリに関しましては米が採れなく、それでもまあ天のつぶに関しては10俵以上採れたという報告もございます。なんとか作況指数も103という事で、期待通りにいったのかなあと思ったのですが、コシヒカリに関しては期待があまり出来なかった結果でございました。各委員の皆様、新委員制度になりまして初めてですから、私もどういう流れになるのか興味深いところであります。そういう中で、本日の議案は10件ございます。どうぞ慎重審議を宜しくお願い申し上げたいと思います。最近は土地の流動化やら担い手の問題等々ございますから、村発展の為に頑張りたいと思いますのでどうぞ皆さん方ご支援、ご

協力の程よろしくお願ひ申し上げまして、大変措辞でございますが、挨拶と代えさせていただきます。本日はご苦労様でございます。ありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。なお、会長からご挨拶あつた通り本日は、5名の出席、1名の欠席、委員の過半数が出席しているので本会議が成立しているので、その旨ご報告いたします。なお、これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、1番宮本直人委員、2番小林均委員を指名した。

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第10号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

2番鈴木和宏推進委員

受付番号第10号につきまして、10月13日に譲渡人（貸し手）・●●●さん、譲受人（借り手）・●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、また譲受人（借り手）は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番小林均農業委員

受付番号第10号につきまして、只今鈴木和宏推進委員から報告があつた内容のとおり間違えございません。また、鈴木和宏推進委員と同様に現地についても10月13日に確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか詰ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第11号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

受付番号第11号につきまして、10月11日に譲渡人・●●●●さん、譲受人●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、周辺の農地にも影響はないと思われます。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

受付番号第11号につきまして、只今芳賀敏行推進委員より報告があった内容のとおり間違えございません。また、芳賀敏行推進委員と同様に現地についても10月11日に確認したところ問題はなく、周辺の農地にも影響はないものと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか詰ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第24号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

受付番号第24号につきまして、10月12日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

引き続き、農業委員からも報告を求めた。

事務局

本日、農地の確認担当委員の5番水野谷一男農業委員が欠席の為、事務局で代わりに説明をする旨を諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

事務局

受付番号第24号につきまして、只今大木一男推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、大木一男推進委員と同様に現地についても10月12日に確認したところ問題はなく、借り手は農家であり耕作についても問題はないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないと認め、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

議案第4号、第5号、第6号の農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物なので一括で審議したい旨を諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないと認め、議案第4号、第5号、第6号の農用地利用集積計画に対する意見の決定について、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号、第5号、第6号の農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第25号、第26号、第27号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

受付番号第25号につきまして、10月12日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日、水野谷一男農業委員と確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

引き続き受付番号第26号につきまして、10月12日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日、水野谷一男農業委員と確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

引き続き受付番号第27号につきまして、10月12日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日、水野谷一男農業委員と確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事 務 局

5番水野谷一男農業委員が欠席の為、事務局から報告をした。

受付番号第25号、第26号、第27号につきまして、只今大木一男推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、大木一男推進委員と同様に現地についても10月12日に確認したところ問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないものと思われます。以上報告終わります

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないと認め、議案第4号、第5号、第6号の農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第28号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第28号につきまして、10月10日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

引き続き、農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

受付番号第28号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地についても10月10日に確認したところ問題はなく、借り手は農家であり耕作についても問題はないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないと認め、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第8号現況確認証明申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第3号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

受付番号第3号につきまして、昨日10月15日午前8時30分より申請代理人である行政書士の●●●●さん、水野谷一男農業委員、天倉光喜農業委員、円谷宣芳会長、私を含めた農業委員、推進委員4名及び事務局の立ち合いで現

地を確認してきました。申請地の現況につきまして、畠の様相はなく樹木に覆われ完全な山林となっていました。申請内容のとおり、山林化してから数十年もたっている状態で、農地への復旧も困難であることから、現地確認の結果山林であると判断したことをここにご報告いたします。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

受付番号第3号につきまして、只今大木一男推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、現地調査にも同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木一男推進委員と同じく山林化しており、農地への復元は困難であると判断したことをご報告いたします。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第8号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第9号中島村農業委員会規則の一部改正について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第9号中島村農業委員会規則の一部改正について事務局から議案書に従い朗読説明する旨を宣した。

事務局

議案第9号中島村農業委員会規則の一部改正について議案書に従い朗読説明した。

議長

引き続き、議案第10号中島村農業委員会会議規則の一部改正について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第10号中島村農業委員会会議規則の一部改正について事務局から議案書に従い朗読説明する旨を宣した。

事務局

議案第10号中島村農業委員会会議規則の一部改正について議案書に従い朗読説明した。

議長

以上をもって、全議案審議終了につきその他に入る旨を宣した。

事務局

その他として捕足で説明させていただきます。まず1点目、先ほど議案第9号、第10号で改正させていただいた中島村農業委員会規則と中島村農業委員会会議規則ですが、農業委員の運営に関して非常に詳しく記載されていますので、ご一読よろしくお願いします。

2点目、来月11月13日（火）福島県下農業委員会大会がございます。こちらの大会は基本的に全員が参加する事で依頼がきています。ただどうしても都合がつかない場合は、11月13日の前の週までに事務局に連絡下さい。また、例年農業委員会大会は午前開催で、大会後は昼食をとって帰宅となっていましたのですが、今年は午後12時30分から福島のパルセ飯坂での開催となっています。従って事務局からの提案ですが、少し早めに出発して、昼食をとり12時30分から大会に参加する日程を考えております。詳細は後日案内をさせていただきます。

続きまして、来月の農業委員会総会は11月15日（木）に行います。よろしくお願いします。

続きまして、懇親会についてですが、本日夕方の6時30分から矢吹町の●●にて行います。送迎につきましては、6時頃から順次迎えに行きます。会費につきましては、5千円となっております。なお本日、村長と議長が所用の為欠席となり、副村長が出席いたします。

最後に、農業会議の方から届いた現地調査等時に使用可能な帽子と農業委員会の活動等の研修資料について説明し、ご一読、保管を依頼した。

議長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時
平成30年10月16日 午後2時40分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について 原案のとおり可決	賛成5名 反対0名
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定 について 原案のとおり可決	賛成5名 反対0名
議案第3号 ～7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について 原案のとおり可決	賛成5名 反対0名
議案第8号	現況確認証明申請に対する処分について 原案のとおり可決	賛成5名 反対0名
議案第9号	中島村農業委員会規則の一部改正について 原案のとおり可決	賛成5名 反対0名
議案第10号	中島村農業委員会会議規則の一部改正について 原案のとおり可決	賛成5名 反対0名